

知っておきたい 保険のはなし

vol.20

住宅ローン返済期間中に病気やけがで
仕事ができなくなったら？
「公的保障を知って「民間保険の備え方」」

住宅ローン利用時に加入の「団体信用生命保険」。加入しているから、万一亡くなった場合でも、住宅ローンの返済が免除されるので安心だとお考えの方も多いようですが、死亡ではなく病気やケガで長期に仕事ができない就業不能状態になったとしたら、住宅ローンの返済はどうすればよいのでしょうか？ 一時的な短期間だけならば貯金の取り崩しなどで何とか乗り切れても、長期欠勤を余儀なくされ、給料受取額が減ってしまい、月々の住宅ローン返済が家計の大きな負担となってしまうといった事態も想定できます。

公的保障制度の社会保険と共済組合には、「傷病手当金」という制度があります。4日以上病気やけがなどで仕事に就くことができない日があった場合に支給されます。支給額は、標準報酬月額に相当する額の3分の2です。支給の期間は、最長1年6カ月までとなっていますので、この間ある程度の収入が確保できます。ただし、傷病手当金があるとはいっても、収入減になることには変わりありません。

また、国民健康保険には、傷病手当金はありませんので、自営業者の人は自分で備える必要があります。

病気やけがによる長期療養（自宅療養

も含めて）働くことができない場合に保険金で買える保険のひとつに「所得補償保険」があります。所得補償保険は、病気やけがで仕事ができない状態となつてから一定以上の日数が経過すると、毎月保険金が増えます。自宅療養も対象となります。仕事ができないとは、「どのような仕事もできない」と医師の診断がある場合に限られます。したがって、「元の仕事に復帰できない」ということではありません。また、うつなどの精神障害は対象とならない商品もありますので、事前の確認が必要です。毎月の支給額は、加入する人の年収による制限の範囲内で選択できます。もちろん、支給額が多いと保険料も高くなりますから、家計の状況と今後のライフプランを踏まえて検討することが大切です。

私は地元諏訪にて24年間、損害保険と生命保険の代理店業をさせて頂いております。もっと地元で貢献できないかと考えておりましたが、この様な形で保険を通じて皆さまの生活のお役に立てる機会ができたことに心より感謝申し上げます。

保険のご加入や見直しの際に失敗しないポイントなど、お役に立ちそうな情報をご案内できれば幸いです。



アストのほけん
(株)アスト・コンサルティング
代表取締役CEO 松澤 毅